

移行期間経過後（10月1日以降）の新型コロナウイルス感染症の県の対応の変更点等について

滋賀県健康医療福祉部
医療福祉推進課

9月30日をもって終了する県の事業

滋賀県COVID-19災害コントロールセンター

- 滋賀県COVID-19災害コントロールセンターの運営を終了し、今後の入院調整は医療機関間で行う。

自宅療養者等支援センター

- 自宅療養者等支援センターは、9月30日をもって運営終了し、相談機能を受診・相談センターに移管

高齢者等宿泊療養施設

- 高齢者等宿泊療養施設(ホテルピアザびわ湖、ヴォーリス記念病院)は、9月30日をもって運営終了

有症状者向け検査キット配布センター

- 有症状者向け検査キットの配布については9月30日をもって終了

10月1日以降の入院調整について

入院調整について

<5月7日以前>

県(コントロールセンター等)による入院調整

<5月8日~9月30日>

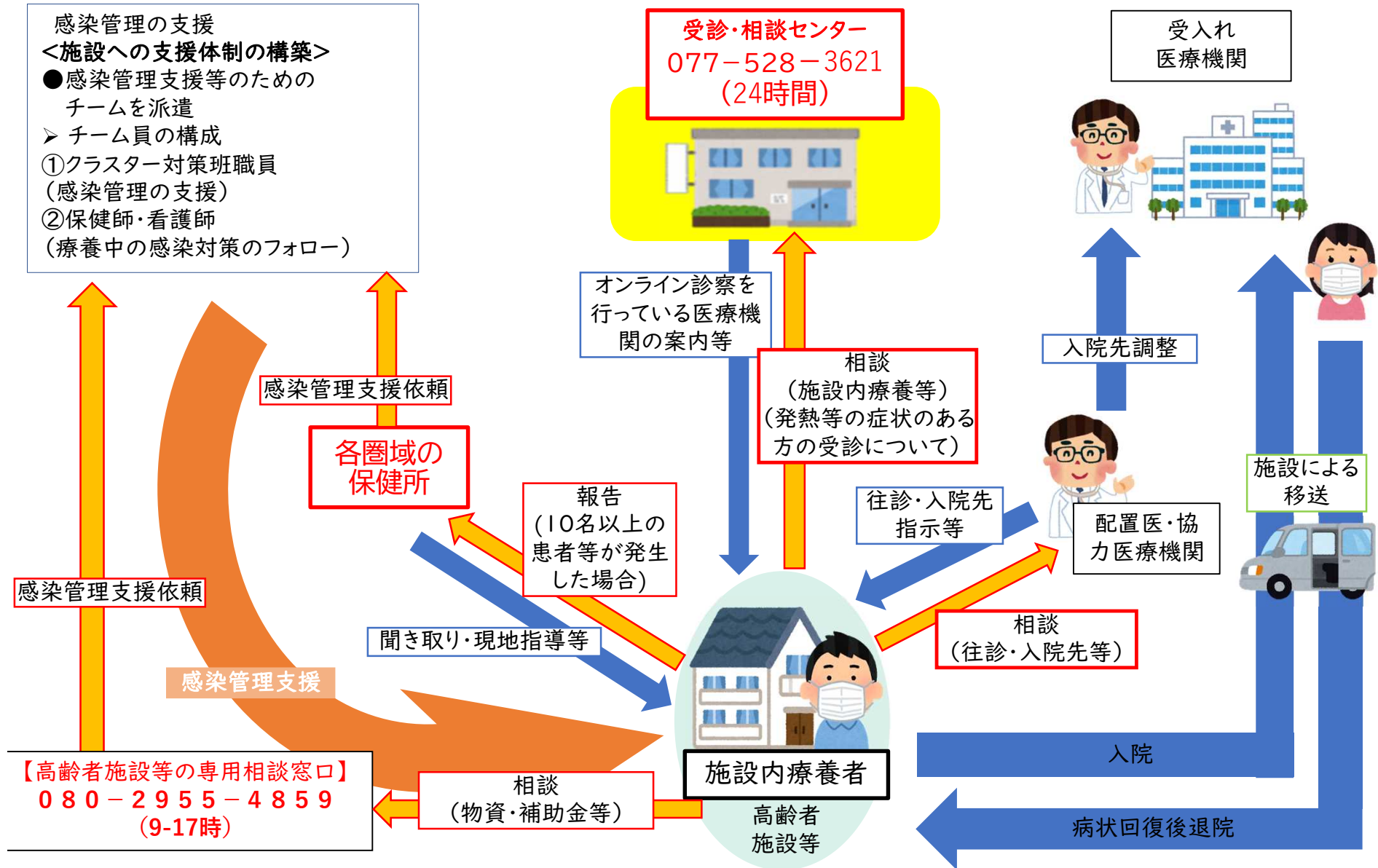
原則 医療機関等による入院調整
県による入院調整を継続(段階的に縮小)

<10月1日以降>

医療機関等による入院調整
県による入院調整は行わない



施設内療養者の相談体制について



新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業 概要

○目的

新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑止するため、高齢者施設や障害者施設等において陽性者が発生している場合に、施設からの申込により早期に検査を行うイベントベースサーベイランス事業を実施する。

○実施期間（延長）

令和5年10月1日～令和6年3月31日まで（申込期限：令和6年3月15日迄）

○対象施設

県内の高齢者施設、障害者施設

○検査基準（一部変更）

対象施設において、職員または利用者から新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合であって、かつ感染者が、感染可能期間内にその他の施設職員または利用者等と濃厚接触があるなど、施設内に感染が疑われる者が複数いる場合を検査基準とする（※実施要綱参照）。

なお、10月1日以降は、「ユニットやフロア単位で1人以上の風邪様症状者（陽性者を含む）を確認した場合」を検査基準とする取り扱いは、当面の間休止します。

○検査の対象範囲

陽性者を確認した場合に、当該陽性者が属するフロアやユニット、クラスの従事者および利用者（生徒）を検査の対象範囲とする。

○検査の流れ



療養期間について

療養期間の考え方(変更なし)

<5月7日以前> 法に基づく行動制限

- 感染症法に基づき、一定期間の自宅療養(外出自粛)

<5月8日以降> 事業者の判断

【外出を控えることが推奨される期間】

発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控える

【周りへの配慮が推奨される期間】

症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えるとともに、その後も10日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控える

※位置づけ変更後は、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

医療機関との連携強化について

医療機関との連携強化

移行期間経過後においても、引き続き医師による往診等の医療支援が行われるとともに、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制とすることが必要。

具体的には、次の3つの要件を満たす医療機関を確保

- 施設からの電話等による相談への対応
- 施設への往診(オンライン診療含む)
- 入院の要否の判断や入院調整(当該医療機関以外への入院調整も含む)

※1つの医療機関で3つの要件の全てを満たさなくても、複数の医療機関で3つの要件を満たす場合でも可

【事務連絡】

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡)

サービス継続支援事業補助金の要件変更について

必要な体制を確保した上で施設内療養を行う高齢者施設等への補助(変更)

【要件】

①医療機関の確保

- ・施設からの電話等による相談への対応
- ・施設への往診(オンライン診療含む)
- ・入院の要否の判断や入院調整(当該医療機関以外への入院調整も含む)

②感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

③オミクロン株ワクチンの接種

【対象施設】

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

【支給額】(変更)

施設内療養者1名あたり1万円/日→5,000円/日 に見直す

【追加補助の要件】(変更)

クラスターの発生人数について、大規模施設は5人以上⇒10人以上、
小規模施設は2人以上⇒4人以上

その他の高齢者施設等への支援の変更点について

9月までの取り扱い	10月以降の取り扱い
感染症が発生した場合等のかかり増し経費の補助	補助対象の経費のうち、新型コロナウイルス感染者への対応に係る業務手当（危険手当）に相当する経費について、補助上限を1人あたり1日4,000円（一月あたりの限度額2万円）とする。
医療機関からコロナ回復患者の受け入れの場合の加算 （退所前連携加算（500単位/日）を最大30日間算定可）	算定可能日数を30日→14日に見直す。

施設での感染対策について

感染対策の徹底を継続

- 日頃からの感染対策
 - ① マスクの着用
 - ② 換気
 - ③ 面会
- 感染者が発生した際の感染対策
- その他

【事務連絡】

「高齢者施設等における感染対策等について」(令和5年4月18日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか 事務連絡)

施設での感染対策について

介護現場における感染対策の手引きの改訂

➤改訂内容

- 新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行を含む感染症法の改正に伴う内容の変更
- 新型コロナウイルス等の最新の知見の改訂
- 章の構成変更
- その他所要の改訂

【事務連絡】

「介護現場における感染対策の手引き(第3版)等について」(令和5年9月25日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか 事務連絡)

施設での感染対策について

日頃からの感染対策

➤ マスクの着用

訪問者：訪問時のマスクの着用【推奨】

従事者：勤務中のマスクの着用【推奨】

※勤務中であってもマスクの着用を不要とする場面の判断については管理者等で適宜判断
例えば、利用者と接しない場面で会話等がないときなど

施設での感染対策について

日頃からの感染対策

➤換気(エアロゾル対策)

各施設等の実情に応じて換気による感染対策を実施

【参考資料】

- ・高齢者施設等における効果的な換気対策の考え方等についての提言:「感染拡大防止のための効果的な換気について」(令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- ・当該提言を踏まえて効果的な換気のポイントをまとめた動画:「【新型コロナ】効果的な換気のポイント」(内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策室)

施設での感染対策について

日頃からの感染対策

➤ 面会

入所者にとって面会機会の減少により心身の健康への影響が懸念される

⇒ 面会の再開・推進を図ることは重要

⇒ クラスター防止対策は継続しつつ、
できる限り面会の希望が実現できるよう取り組む

施設での感染対策について

日頃からの感染対策

➤ 面会

感染経路の遮断という観点

+

つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点



地域における発生状況を踏まえ、
可能な限り安全に実施できる方法を検討

【参考資料】

- ・「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」(令和3年11月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)
- ・面会を積極的に実施する施設の事例や実施方法等を情報発信する動画及びリーフレット(高齢者施設等の職員の皆様向け)

施設での感染対策について

感染者が発生した際の感染対策

- 新型コロナウイルスの感染者や感染の疑いがある利用者のケアにあたる場合
「施設内療養時の対応の手引き」を参考に対応

【個人防護具の選択】

サージカルマスク:常に着用

ゴーグル・フェイスシールド:飛沫曝露のリスクがある場合に装着

手袋とガウン:患者および患者周囲の汚染箇所に直接接触する可能性がある場合に装着

・N95 マスク:エアロゾルが発生する場合や激しい咳のある患者や大きな声を出す患者に対応する場合に装着

施設での感染対策について

感染者が発生した際の感染対策

- 看取りの場合を含め、可能な範囲で、面会者に個人防護具の着用を指導した上での対面面会、もしくは、窓越し・オンラインでの面会等の対応を検討
- 新型コロナにより亡くなられた場合や、その疑いがある場合については、「[新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン](#)」を参考に対応

発生届および相談窓口について

発生届および相談窓口

➤ 発生報告について【変更】

【5月8日～9月30日】

利用者や職員の中に陽性者がいることを確認したら報告(入所施設のみ)

【10月1日以降】

医療福祉推進課へのFAX、メールへの報告は不要

※施設内で10名以上感染者が発生した場合の保健所への報告は継続されます

➤ 相談体制について【変更】

・受診・相談センター(体調急変時や受診先に迷われたときの相談先)

077-528-3621(通話料がかかります) 24時間(土日・祝日を含む)
救急車の要請に迷う場合は「救急相談アプリ」等のご活用もご検討ください。

・高齢者施設等の専用相談窓口(感染対策や業務継続支援に関する相談)

080-2955-4859(通話料がかかります) 9:00～17:00(土日・祝日を含む)

発生届および相談窓口について

保健所に送付する状況連絡票等

保健所 あり (TEL: FAX: Email:) 様式18-3

感染症集団発生時 状況連絡票 (施設用)

連絡日	平成 年 月 日 () AM・PM :					
施設名			施設住所			
連絡先	電話:	FAX:	E-mail:			
連絡担当者名	(職種)					
報告の理由	<input type="checkbox"/> 同一の感染症もしくはそれらが疑われる者が10名以上(職員を含めて)発生したため。					
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に)					
県または市 主管部局への 報告	<input type="checkbox"/> 報告済み		相談医、嘱託医等 への相談	<input type="checkbox"/> 相談済み(医師名:)		
	<input type="checkbox"/> まだ報告していない			<input type="checkbox"/> まだ相談していない		
発症者の 主な症状			診断名	(確定・疑い)		
初発患者発症日	平成 年 月 日 () 午前・午後 時頃					
施設概要 および 発症状況		利用者 全数	本日までの累積 発症者数	現在 症状がある者の数	医療機関受診者数	重症者の数 (入院等)
	入所者 (1泊以上)	()人	()人	()人	()人	()人
	通所 利用者	人	人	人	人	人
	職員	人	人	人	人	人
	その他	人	人	人	人	人
現在までの 施設内感染対 策実施状況 (実施したもの すべてに✓)	<input type="checkbox"/> 未実施					
	<input type="checkbox"/> 臨時感染症対策委員会の開催 <input type="checkbox"/> 感染防止対策連携病院等外部専門家への 相談 <input type="checkbox"/> 施設内一斉消毒 <input type="checkbox"/> 施設内消毒回数増加 <input type="checkbox"/> 職員への手洗い等対策の徹底 <input type="checkbox"/> 全職員への周知 <input type="checkbox"/> その他(具体的に)		<input type="checkbox"/> 標準予防対策の徹底 <input type="checkbox"/> 患者のコホーティング(隔離) <input type="checkbox"/> 患者の行動制限 <input type="checkbox"/> 来訪者への周知 <input type="checkbox"/> 利用者家族への周知 <input type="checkbox"/> 面会制限			
給食の提供	<input type="checkbox"/> あり → <input type="checkbox"/> 施設内にて調理 → 調理員の有症状者数()人 <input type="checkbox"/> なし → <input type="checkbox"/> 施設外・関連施設にて調理(調理施設名:)					
直近の主な行事	※初発患者発生前後1週間以内の状況(お誕生会等)					
特記事項						

(例) 保健所あて感染症集団発生時の状況連絡票